



郵政産業労働者ユニオン中国

第148号

2025年11月20日 発行

発行⇒ 郵政産業労働者ユニオン  
中国地方本部

Tel&Fax⇒ 082-244-7719  
piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp  
http://www.piwu-chugoku.net/



## 時給制契約社員のみなさんの 給与の仕組み

10月以降、全国的に最低賃金の改定（増額）が行われています。これはすべての事業所で適用されるものですが、実際の適用時期は都道府県によって違い、最も遅いところでは来年3月になる県もあるようです。しかし、日本郵政グループは全国統一で10月1日付で引き上げました。

さて、それでは時給制契約社員のみなさんの給与の仕組みを簡単に解説します。9月20日発行のこの機関紙「最低賃金への取り組み」にて少し触れましたが、{時給=基本給+加算給}となり、最低賃金の改善はここ的基本給に響いてきます。

基本給：{地域別最低賃金（都道府県別）（1の位は10円単位に切り上げ）+20円+所属長加算}

- ・地域別最低賃金→、広島県における郵政グループの最低賃金は1の位切り上げで1090円、岡山県は1050円、山口県も1050円。
- ・20円→郵政グループ共通の増額額。
- ・所属長加算→勤務局所、部署、勤務時間帯によっては加算されることがあります。

これらの合計額が基本給となります。

尚、所属長加算はその所属長の意向なので、無くなることがあるかもしれません。例えば、今回最低賃金が70円上がる見込みであったとしても、元々ついていた所属長加算額が0にされてしまい、その分期待上昇額が目減りする事、也有るかもしれません。これは局所により異なります。

加算給：

- 1) 基礎評価項目→「基礎評価項目の評価」が全てできていれば【有】となり、10円支給
- 2) スキルランク・習熟度→スキルランクは【A】～【C】、習熟度は【有】と【無】があり、スキルランク・習熟度の加算金額は各職場によって異なります。

いかがだったでしょうか？最低賃金改定分で広島県の場合、70円時給が増額します。1日8時間20日勤務の方で11200円（4週間分）です。